

<原著>

生活を総合的に捉える家庭科教育における 「高齢者の生活と福祉」学習内容のあり方

—「家庭基礎」と「現代社会」における介護保険制度学習の比較をとおして—

飯村 しのぶ (藤女子大学 人間生活学部 人間生活学科)

高瀬 淳 (藤女子大学 人間生活学部 人間生活学科)

田中 宏実 (藤女子大学 人間生活学部 人間生活学科)

岡崎 由佳子 (藤女子大学 人間生活学部 人間生活学科)

高橋 カツ子 (藤女子大学 人間生活学部 人間生活学科)

坪田 由香子 (藤女子大学 人間生活学部 人間生活学科)

水上 香苗 (北海道大学大学院 教育学研究科・大学院生)

楠木 伊津美 (藤女子大学 人間生活学部 食物栄養学科)

わが国における急速な高齢化を背景に、高等学校の各教科においても高齢者関連の学習が実施されている。本稿では、家庭科における「高齢者の生活と福祉」学習内容のうち、介護保険制度に関する学習を題材として取り上げ、高齢者の生活を総合的に捉える視点に立った家庭科の学習目標及び内容の展開が同じ学習題材を含む公民科におけるそれとどのように異なるのかを比較考察した。その上で家庭科における高齢者の生活を総合的に捉えた視点からの介護保険制度に関する学習指導案を作成した。

キーワード：家庭科、高齢者、福祉、QOL、介護保険制度

1. はじめに

高等学校普通教科「家庭」に「高齢者の生活と福祉」に関する学習内容が位置づけられたのは1989年改訂学習指導要領であり、それは現行指導要領(1999年改訂)の家庭科必修科目(「家庭基礎」「家庭総合」「生活技術」)においても引き継がれている。両者を比較すると、1989年では家庭の自助努力の大切さを認識させることに重点が置かれる向きがあったが、現行指導要領では高齢期を人の一生の発達段階として位置づけて理解させるとともに、高齢者の生活を支えるために家族や地域及び社会の果たす役割が重要であることを認識させる方向へと変化している。この背景には、わが国における他国に類をみない高齢化の速さと、現実家庭の自助努力では解決できない年金や老人医療、介護負担の増大等といった諸問題が指摘できる。

この間中央教育審議会は1997年に「高齢社会に対応する教育の在り方」¹⁾を明らかにし、子どもにとって長い人生をどう生きていくかを学ぶことは非常に重要であること、また日常生活において高齢者と接する機会の減少した子どもたちに、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちを育むことが大切であるとの認識を示した。さらに高齢者問題は社会全体の問題であり、学校においては各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間などにおいても効果的な指導方法の工夫・教材開発が必要であることを示唆した。

一方、高等学校普通教科「公民」の必修科目(「現代社会」「倫理」「政治・経済」)においても、広い視野から現代社会について主体的に考えさせることを目的とし、現代社会の諸問題に関する学習課題の1つとして少子高齢化が取り上げられており、その内容の取扱いにあたっては「家庭科などとの関連をはかる」こと

に配慮するとされている。

本稿は、高等学校家庭科における「高齢者の生活と福祉」内容のうち、介護保険制度に関する学習を題材として取上げ、高齢者の生活を総合的に捉える視点にたった家庭科の学習目標及び内容の展開が公民科における介護保険制度に関する学習のそれとどのように異なるのかを比較考察した。その上で、さらに家庭科における高齢者の生活を総合的に捉えた視点からの介護保険制度に関する学習指導案例を提示しようとするものである。科目としては、「家庭基礎」(2単位)と「現代社会」(2単位)を比較考察の対象とした。

これまで高齢者関連学習に関する家庭科と他教科との比較研究としては、「家庭一般」と「現代社会」を対象として高齢者と家族・社会の関わり方の変遷を学習目的や教科書に現れた高齢者観の変化として捉えた研究²⁾があり、「家庭一般」における高齢者と社会との関わりは家庭・個人から社会を見る視点が目立つものの、家庭機能の社会化にともない表面的には両者の学習内容が似通ってきた点が指摘されている。他の1つは、家庭科と公民科教師を対象とした調査をとおして、地域の高齢化と福祉推進校の指定という要素が高齢者関連学習の実践にどのように影響したかに注目した研究³⁾である。ここでは、複数教科の連携による高齢者関連学習の授業づくりの場合、履修する学年や教師間の話し合いの機会確保が難しいこと、現実的には高齢者関連学習に対する教師の意識の高さが授業実践に影響を与えていることなどが指摘されている。

公民科における介護保険制度を社会保障のしくみとして理解することとは異なり、家庭科では介護保険制度(地域福祉サービスも含めて)がどのように高齢者やその家族の生活要求に結びつき、支援が可能なのかを高齢者の生活に密着させて理解し、問題解決的に取り組む学習が可能であると考え。すなわち生活の営みに必要な金銭、生活時間の過ごし方、家族・地域の人間関係といった生活資源、及び衣食住など生活活動に関わる事柄を総合的に捉え、それらを介護保険制度の利用に結びつけて理解することができよう。その学びをとおして社会制度が家族や家庭生活をどのように支えていかなければならないかに気づかせることもできる。知識・技術の習得のみではなく、意思決定や問題解決をも含めた能力の育成を目指す家庭科におけるこうした学習をとおして、社会とのかかわりで営まれる家庭生活への関心を高め、未来の生活を創造していく主体としての視点を獲得することになるのではないだろうか。(飯村)

2. 学習指導要領にみる普通教科「家庭」と「公民」における「高齢者の生活と福祉」に関わる学習目標及び内容の取扱いの比較

(1) 普通教科「家庭」における「高齢者の生活と福祉」の学習目標及び内容の取扱い

1999年の学習指導要領改訂により、すべての生徒が共通に学習する普通教科「家庭」と専門教科「家庭」が同一の目標とされている扱いが改められた。普通教科「家庭」の目標は、「人間の健全な発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して、家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる」⁴⁾として示された。

一方、専門教科「家庭」については、産業教育審議会答申による職業に関する各教科・科目の目標の改善が図られるなかで、「家庭の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、生活産業の社会的な意義や役割を理解させるとともに、家庭の各分野に関する諸課題を主体的、合理的に解決し、社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる」⁵⁾とし、職業教育としてスペシャリストの養成が目標として示された。したがって家庭科における「高齢者の生活と福祉」に関する学習は、普通教科においてはすべての高校生が男女ともに国民的教養として学ぶべき内容として位置づけられているのである。

普通教科「家庭」は、「家庭基礎」(2単位)、「家庭総合」(4単位)「生活技術」(4単位)の3科目からなり、各校においては生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じてこのうち1科目を選択的に履修できるようにしている。

「高齢者の生活と福祉」の内容に関しては、「家庭基礎」と「生活技術」においては「人の一生と家族・福祉」項目の中に位置づけられており、「家庭総合」では「高齢者の生活と福祉」項目が独立して設定されている。さらに「家庭総合」においてのみ「高齢者の介護の基礎」の項目も加えられている。しかし具体的な内容は3科目ともに共通しており、「高齢者の心身の特徴と生活」と「高齢者の福祉」が盛り込まれており、「高齢化が進展する中、すべての生徒が加齢に伴う一般的な心身の特徴を理解して高齢者を肯定的にとらえ、高齢者と関わるができるようにすることが重要である。したがって、ここでは、高齢者の心身の特徴と生活に重点をおくこととし、高齢者福祉に関する法律や制度については、趣旨や理念を理解させる程度とする」⁶⁾としている。「高齢者の心身の特徴と生活」では、

加齢に伴う心身の一般的な変化の特徴について理解させるとともに、個人差が大きいことにも気づかせ、「高齢者の生活」については、高齢者の生活実態調査などをもとに、身近な高齢者に聞き取り調査をするなどして、生きがいや社会参加、健康問題と介護、生計の維持等について具体的に考えさせるようにしている⁷⁾。また我が国の高齢化の特徴と課題について考えさせ、高齢者福祉に関する法律や制度の趣旨と概要について理解させるとし、高齢者がいつまでも人間らしく尊厳を保ち、残存機能を生かして自立した生活ができるように支える必要があることを認識させ、高齢者を支える家族の役割、介護の必要な高齢者を支える地域及び社会の福祉サービス、高齢者福祉施設などについて理解させるとしている。

指導に当たっては、「学校家庭クラブ活動との関連を図り、実際に地域の高齢者を訪問したり、学校に招いたり、福祉施設等を訪問したりするなどして、高齢者との触れ合いや交流等の実践的な学習活動を取り入れるようにする⁸⁾」としている。(高橋)

(2) 「現代社会」における高齢者福祉関連の学習目標及び内容の取扱い

教科「公民」は、「現代社会」「倫理」「政治・経済」の3科目からなる。このうち、学習内容として社会保障制度を含む「現代社会」について、その目標及び内容の取扱いをみる。

現行指導要領では、「現代社会」の目標として、「人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考え公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる⁹⁾」ことが掲げられている。ここにいう「良識ある公民として必要な能力と態度を育てる」は、教科「公民」に共通した表現であり、この教科の究極のねらいが「広く、自らの個性を発揮、伸長しつつ文化と福祉の向上、発展に貢献する能力と、国家・社会の有為な形成者として平和で民主的な社会生活の実現、推進に向けて主体的に参加、協力する態度を育てること¹⁰⁾」にあることがわかる。

「現代社会」の内容は、「現代に生きる私たちの課題」と「現代の社会と人間としての在り方生き方」の2つの大項目で構成されている。「現代に生きる私たちの課題」の内容の取扱いでは、「現代社会の諸問題については、地球環境問題、資源・エネルギー問題、科学技術の発達と生命の問題、日常生活と宗教や芸術とのかかわり、豊かな生活と福祉社会などから、地域や学校、

生徒の実態に応じて、二つ程度を選択して取り上げ主体的に課題を追究させるよう工夫すること¹¹⁾とある。このうち、「豊かな生活と福祉社会」の課題の取扱いについては、「国や地方公共団体による社会保障制度の充実や自助努力の必要性に着目させ、物質的な豊かさだけでなく、精神的・文化的なものまで含めた豊かな社会とはどのような社会か追究させる。指導に当たっては、住宅、社会資本、労働と余暇、地域社会の在り方、社会保障制度の在り方など、様々な観点から真に豊かな社会とは何かについて考えさせる¹²⁾」としている。

もう一方の大項目「現代の社会と人間としての在り方生き方」は、「現代の社会生活と青年」、「現代の経済社会と経済活動の在り方」、「現代の民主政治と民主社会の倫理」及び「国際社会の動向と日本の果たすべき役割¹³⁾」の中項目からなる。このうち「現代の社会生活と青年」では、「大衆化、少子高齢化、高度情報化、国際化など現代社会の特質と社会生活の変化について理解させる」とあり、なかでも「少子高齢化」の内容の取扱いについては、「近年の少子化の進行と平均寿命の伸長による急速な人口の高齢化のもたらす社会的影響、例えば少子化に伴う将来の労働力人口の減少や地域社会の変容、また高齢化に伴う介護あるいは福祉などこれからの社会における課題について理解させるとともに、少子高齢社会における子育ての意義、家族や地域社会の在り方、福祉の問題について自分の将来の生き方と関連させながら考えさせることが大切である¹⁴⁾」としている。

また「現代の民主政治と民主社会の倫理」では、「生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等、法と規範などについて考えさせ、民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる¹⁵⁾」とある。このうち「生命の尊重」についての内容を取扱う際には、「これが現代社会において最も大切な価値であり、個々人の生活や現代社会のあらゆる仕組みの中に生かされなければならないものであることについて考えさせる。その際、生命に対する尊重及び畏敬の精神をあらゆる生活の中に生かしていくことが、結局は生活と福祉の向上を実現していくことになる点に気付かせることが大切である¹⁶⁾」としている。さらに、「自由・権利と責任・義務」については、「自由・権利と責任・義務は切り離すことのできない関係であり、自由や権利の行使は、同時に他人の自由や権利を侵害しないという制約を伴い、義務と責任を果たすことによって初めて社会的な関係の中で生かされることを具体的な事例を通して理解させる¹⁷⁾」とある。

このように現代社会における諸問題を取扱うだけに

学習する範囲も広いが、科目の目標を達成させるためには「現代社会」の学習においても、身近で具体的な事柄と結び付けて理解・考察を深めさせるような指導内容の構成を考慮する必要がある。

「現代社会」における指導計画の作成と指導上の配慮事項としては、「中学校社会科及び道徳並びに公民科に属する他の科目、地理歴史科、家庭科及び特別活動などとの関連を図るとともに、項目相互の関連に留意しながら、全体としてのまとまりを工夫し、特定の事項だけに偏らないようにすること」¹⁰⁾とあり、家庭科との関連について述べられている。(坪田・水上)

(3) 普通教科「家庭」と「公民」における高齢者福祉関連の学習目標及び取扱いの相違

普通教科「家庭」と「公民」における目標は当然ながら大きな違いがある。「家庭」では、人間の発達課題を生涯における生活の営みと関連させて総合的に捉えさせることを目標の第一として、家庭や地域の生活の創造者となりうる実践者を育てることにある。一方「公民」の目標は、国家や世界への広い視野を育て、その中で主体的に考え、社会の在り方や人間としての生き方を考えさせることにより、良識ある公民としての資質や態度を養うことにある。

「高齢者の生活と福祉」に関する内容の取り扱いについては、「家庭」では「高齢者の心身の特徴」と「高齢者の福祉」からなり、わが国の高齢化の特徴と課題を考えさせ、高齢者福祉に関する法律や制度の趣旨と概要、介護の必要な高齢者を支えるサービスや福祉施設などについて理解させるとし、これらについて男女必修で学習することになっている。

これに対して普通教科「公民」のうち「現代社会」では、「現代社会の諸問題」として地球環境問題、資源・エネルギー問題や豊かな生活と福祉社会など5つの課題があげられ、そのうち2つ程度を選択して主体的に課題を追求させることになっており、学習者全員が同じ内容の学習をするとは限らない。さらに「現代の社会生活と青年」においては、少子高齢化のもたらす「社会的影響」、「労働人口の減少」や「高齢化に伴う介護あるいは福祉」などへの理解を深めることや、子育ての意義や家族や地域社会のあり方や福祉の問題について自分の将来と関連させて考えとす、また「生命の尊重」は現代社会の重要な価値であり、あらゆる生活の中でいかしていくことが大切であることを強調している。つまり現代社会のさまざまな事象を広く見つめる中で、少子高齢化と将来の労働人口の減少や福祉制度のあり方、自己の生き方を考えさせ、人間の尊厳や権利・義務などに結びつけながら学ぶことによって、

学習する生徒の価値観の向上を図ることをねらいとしているのである。(高橋)

3. 家庭科と公民科の系統性からみた学習指導案の相違

教育課程の編成と指導計画(学習指導案)の作成にあたっては、学習内容の範囲(scope)と系統(sequence)の問題を考慮していく必要がある。範囲については、学習内容全体をどのように区分し、相互に関係づけるかが問題となる。系統については、教材が立脚する科学・学問的な体系(基礎→応用)と児童生徒の経験に基づいた心理的なプロセス(既知→未知)を踏まえ、学習内容をどのような順序に配するかが問題となる。

本稿で取り上げた介護保険制度は、家庭科と公民科の両教科に共通する学習内容である。このことを踏まえ、資料-1・資料-2のように介護保険制度を学習内容とした家庭科(家庭基礎)と公民科(現代社会)の学習指導案を作成した。

家庭科では、「高齢者の生活と福祉」の単元において、「高齢者にとってより『自分らしい生き方』を実現することの大切さに気づき、高齢者を尊重する態度を身につける」ための教材として位置づけた。その授業(2時間)は、「1. 高齢者を支えるしくみとしての介護保険制度」「2. 介護保険制度を利用した要介護高齢者の生活」「3. 介護保険制度によるサービスの利用」「4. ケア・プランの実施とその問題点」「5. 地域における高齢者福祉サービス」の順序で展開することを構想している。具体的な授業内容は次章で詳述するが、本授業における生徒の思考は以下のように深化していくといえる。つまり、生徒は、①介護保険制度の目的や対象などの概要を知識として得た上で、②要介護高齢者である梅子おばあさんの生活をイメージしながら、③介護保険で利用できる主なサービスやケア・プランの内容についてグループ討議等を通して理解し、④実施されるケア・プランの問題点を要介護高齢者の視点から明らかにして、⑤介護保険以外のサービスを含めて、地域で高齢者の生活を支えることの重要性に気づくといった学習プロセスを経ることとなる。この場合、介護保険制度そのものに関する学習は、あくまで高齢者の生活理解に必要な基礎知識の習得といった意味を有するに留まる。また、介護保険制度の肯定的な部分だけでなく問題点を検討することにより、地域をキーワードとしつつ、高齢者の生活改善にむけた方策を考える態度の育成を目指している。そこには、介護保険制度から高齢者の生活理解へ、さらには共生社会の実

資料-1 学習指導案（家庭基礎）

1. 単元 高齢者の生活と福祉

2. 題材 介護保険制度と高齢者のQOLの向上

3. 単元の学習計画

- 1) 人間の生涯発達と支えあって暮らす（社会保障制度） 1時間
- 2) 高齢社会の現状と暮らし 1時間
- 3) 高齢者の心身の特徴と生きがい 1時間
- 4) 高齢者の生活を支えるしくみ（介護保険制度） 2時間（本時）

4. 本時の指導目標

介護保険制度の内容を高齢者の生活実態及び生活要求と結びつけて理解することを通して、高齢者にとってより「自分らしい生き方」を実現することの大切さに気づき、高齢者を尊重する態度を身につける。

本時の指導計画

指導過程	学習内容	学習活動	時間	指導上の留意点
導入	前時の復習 本時の説明	これまでの「高齢者の生活と福祉」で学習してきたことを思い出す。 介護保険制度を通して、高齢者にとってより「自分らしい生き方」について学習することを知る。	5	
展開	1. 高齢者を支えるしくみとしての介護保険制度 2. 介護保険制度を利用した要介護高齢者の生活 3. 介護保険制度によるサービスの利用	介護保険制度の①成立の経緯と制度の目的、②保険料の徴収と受給の対象者について知る。 高齢者の身体的状況、日常生活の状況、高齢者自身の希望、息子の希望、住宅の状況から、介護のサービスを利用しようとする高齢者の生活の現状（梅子おばあさんの事例）を知る。 梅子おばあさんの生活をよりよくするにはどのような工夫や支援が必要か考える。 介護保険制度の利用の流れや主なサービスの内容について知る。 梅子おばあさんが利用できるサービスは何かについて話しあい、ノートにまとめる。 話し合った内容を発表する。	40	参考資料1を示して説明する。 何人かを指名する。 生徒の意見をそのまま取り上げ、後でケア・プランと照らし合わせる。 参考資料2、-3、-4を示して説明する。 グループ討議
	4. ケア・プランの実施とその問題点 5. 地域における高齢者福祉サービス	グループで話し合った内容と実際にケア・マネージャーによって作成されたケア・プランの内容を比較する。 作成されたケア・プランの実施により、生活上の不便が改善され安心して暮らせるようになった一方、梅子おばあさんには不満が新たに生じたことを知る。 介護保険対象外の地域における福祉サービスとして配食サービスがあることを知る。 配食サービスの利用の利点・欠点について考える。	40	説明する。 高齢者の残存機能を生かすことができる限り自立した生活が可能になるケア・プランが必要であることを強調する。 梅子おばあさんの不満を解消する具体策の例を示す。 参考資料-5を示して説明する。 板書しながらまとめる。
整理	本時のまとめ 次時の予告	介護保険サービス・配食サービスを利用することによって、梅子おばあさんの生活がどのように変化したかについて、今後の課題を含めてまとめる。	10	参考資料-6 高齢期が人生の完成期であることを強調する。

現へとといった系統が指摘できる。

これに対して公民科では、「現代社会の特色と基本的人権」の単元において、「国が個人の生存権を保障していくことの重要性を理解する」ための教材として位置づけた。その授業（1時間）は、「1. 高齢者の生活の現状」「2. 高齢者を支えるサービス内容」「3. 介護保険制度によるサービスの利用」「4. 高齢者を支える

しくみとしての介護保険制度」の順序で展開することを構想している。本授業において生徒は、①梅子おばあさんの生活を事例としながら、②高齢者の生活を支援するサービス（介護保険以外のサービスを含む）の内容について知り、③こうしたサービスの利用によって高齢者の生活が改善されることについてグループ討議等を通して理解し、④高齢社会における介護保険制

資料-2 学習指導案（現代社会）

1. 単元 現代社会の特色と基本的人権

2. 単元の指導目標

現代社会の課題とそれに対応した社会の仕組みについて、国が個人の基本的人権を保障していくことの重要性を理解することを通じて、社会の出来事を自らの課題として、主体的に社会について考察する態度を育てる。

3. 単元の学習計画

- 1) 高度情報化が進む現代社会（知る権利、個人情報保護法） 1時間
- 2) 少子化が進む現代社会（男女平等と男女共同参画社会） 1時間
- 3) 高齢化が進む現代社会（生存権） 1時間（本時）
- 4) 大衆化が進む現代社会（消費者としての権利、孤独な群衆） 1時間
- 5) 国際化が進む現代社会（異文化理解と共生） 1時間

4. 本時の指導目標

介護保険の仕組みを知ることを通じて、国が個人の生存権を保障していくことの重要性を理解する。

本時の指導計画

指導過程	学習内容	学習活動	時間	指導上の留意点
導入	前時の復習 本時の説明	少子化が進む現代社会のなかで、現代社会の課題について学習してきたことを思い出す。 高齢化が進む現代社会の課題について学習することを知る。	5	
展開	1. 高齢者の生活の現状 2. 高齢者を支えるサービス内容 3. 介護保険制度によるサービスの利用 4. 高齢者を支えるしくみとしての介護保険制度について	高齢者の身体的状況や日常生活の状況、高齢者自身の希望などから、介護のサービスを利用しようとする高齢者の生活の現状（梅子おばあさんの事例※）を知る。 高齢者をサポートするサービス内容について、梅子おばあさんの事例を通して知る。 サービスの利用による高齢者の満足度について考える。 討議内容「サービスを受けることによって、梅子おばあさんが嬉しかったことってなんだろう？」 サービスを利用することによって、梅子おばあさんのQOLが向上したことを理解する。 高齢者にサービスを提供する「介護保険制度」について知る。 ・成立の経緯と制度の目的 ・保険料の徴収と受給の対象者 質問「梅子おばあさんにとって、大切なことってなんだった？」 ・自宅で生活すること ・自宅のお風呂に入ることなど… 「介護保険制度」は、高齢者が生活をする上で大切にしたいことを国が保障するものであることを理解する。	30	梅子おばあさんの状況を短冊にして、黒板に貼る。 梅子おばあさんが利用するサービス内容を、短冊にして、黒板に貼る。 グループに分かれて、討議をすることを指示する。 グループごとに発表させ、発表内容を板書する。 予想される答え： （精神的に楽になった、自立した生活が確保された…など） 短冊を使いながら、概要について簡単に説明する。 何人かを指名する。 簡潔に説明する。
整理	本時のまとめ 次時の予告	高齢者の生活が保障される権利について確認する。 質問「なぜ、国が高齢者の生活を保障するの？」 ・日本国では、生存権があり、健康で、文化的な生活を営む権利が保障されている。 次回は、大衆化が進む社会について学習することを確認する。	10	何人かを指名する。

※この事例は家庭科指導案と共通である。

度の意味に気づくといった学習プロセスを経ることとなる。この場合、介護保険制度そのものに関する学習は、現代社会の特色の一つである高齢社会の理解に必要な知識とされ、高齢者の生活を国・社会全体として支える根拠を提示するものといえる。そこには、高齢者の生活から介護保険制度の理解へ、さらには基本的人権を尊重する態度の育成へとといった系統が指摘できる。

こうした家庭科（家庭基礎）と公民科（現代社会）の学習指導案においては、取り上げ方の程度が相違するものの、学習内容は、ほとんど同じものである。また、要介護高齢者である梅子おばあさんの生活全般をイメージしつつ、生徒同士のグループ討議を取り入れて学習を進めていく点も共通している。しかし、学習内容の順序は、概ね逆に配されている。これは、学習内容の範囲が同じであっても、その系統が教科の目標

に応じて異なっていることに留意し、それぞれ適切な順序に配さなければならないことを意味していると指摘できる。

各教科の学習には、学習指導要領に基づいて整理された主たる教材として、その使用が学校教育法で義務づけられた教科書（教科用図書）が準備されている。そのため、教育課程や指導計画が教科書に依存して編成され、指導目標に応じた学習内容の系統性が必ずしも重視されてこなかったという状況がみられる。「教科書を教える」のではなく、「教科書で教える」ことに留意し、指導目標の達成を図る学習内容の順序—系統に配慮していくことが求められる。（高瀬）

4. 家庭科における「介護保険制度」学習指導案の展開例

(1) 題材の設定～「介護保険制度と高齢者のQOLの向上」～

「家庭基礎」における「高齢者の生活と福祉」のなかの「介護保険制度と高齢者のQOLの向上」の学習として題材を設定し指導案を作成した（資料-3）。これは、介護保険制度や地域福祉サービスの利用により要介護高齢者の生活がどのように支えられるのかを「梅子おばあさん」の具体的事例をもとに学習しようとするものである。

本題材の学習目標は、要介護高齢者の生活を支える介護保険制度について理解することを通して、1. 高齢者に接する機会が減少している高校生が高齢者の生活を家族や人間関係、時間や経済等の生活資源及び衣食住生活活動の実態から総合的に捉え理解できるようになること、2. 要介護高齢者の生活を介護保険制度や地域の福祉サービスがどのように支えていくことができるかについて理解すること、3. 誰の人生にもやがてやってくる高齢期を肯定的に捉え、高齢者の生活要求にそったQOLの向上を計ることが大切であることに気づくとともに、高齢者を尊重する態度を身につけることにある。

本題材に入る前に生徒は「高齢者の生活と福祉」内容として、すでに①高齢社会の現状、②高齢者の暮らし、③高齢者の心身の特徴について学習し、④高齢者のQOLやノーマライゼーションの意味について理解しているものと仮定した。

(2) 題材の展開

1) 高齢者を支えるしくみとしての「介護保険制度」の成立と法改正

介護保険制度は、わが国における高齢化の現状を背

景に、介護が必要になった高齢者ができる限り自立した生活ができるよう介護の負担を経済的にも人的にも社会全体で支えるしくみとして1997年に「介護保険法」が制定され、それに基づき2000年4月から実施された。その後、訪問介護事業者による不正請求問題や、ヘルパーの雇用の不安定、サービスの質確保の問題、介護報酬の低さなどが明らかになり、2005年に法改正された。今回の改正では、①自立高齢者を増やすことを目的とした予防重視と地域密着型サービスの創設、②サービスの質の向上、高齢者の尊厳の保持などがはかられた。

介護保険料は40歳以上の全国民が負担し、65歳以上（第1号被保険者）で介護サービスが必要と認定された場合に、それぞれに対応したサービスが受給できる。ただし、特定の疾患に該当する場合（第2号被保険者）は40歳～64歳でも受給できる。利用にあたっては費用の1割を自己負担する。大きくは在宅サービスと施設サービスに分かれるが、今回の指導案では、在宅サービスの受給を中心に考えた。

2) 介護保険制度の利用により、要介護高齢者の生活がどのように支えられるか

ここでは具体的に「梅子おばあさん」の事例をとおして考える。まず事例となる高齢者「梅子おばあさん」のA：身体的状況、B：日常生活の状況、C：おばあさんの希望、D：息子の希望、E：住宅の状況について参考資料-1で示し、生徒におばあさんの生活状況の不便さ、大変さを発見させ、問いかける。

梅子おばあさんの身体的状況については、トイレや外出時における動作が不安定で、日常生活は何とか自立をしているものの、入浴時の動作不安定、家事の負担など困難な状況があること、梅子おばあさんは自宅でできる限り自立した生活を送ることを希望しているが、同居する息子は日中仕事で不在のため、留守中の母親の安全を危惧している。住宅は、玄関にある段差、急な勾配がある階段、お風呂場の段差などを写真と断面を用いて示してある。これらの情報をもとに、「梅子おばあさんの生活をよりよくするためにはどのような工夫や支援が必要か」を問いかけ、数人の生徒から自由に発言してもらおう。

3) 介護保険制度によるサービスの利用を考えてみよう

つぎに参考資料-2を使って、「梅子おばあさんの生活」を支えるために介護保険の申請とサービスを受けるまでの流れを説明する。さらに実際に介護保険制度で受けられるサービスの種類を参考資料-3、-4を用

<p>3. 介護保険制度によるサービスの利用を考えてみよう</p>	<p>1) 介護保険制度利用の流れについて理解する</p> <p>① 介護保険制度の利用を申請(息子が市町村の窓口へ行く) ↓ (←訪問調査)</p> <p>② 介護認定審査会 ↓ (←主治医の意見書)</p> <p>③ 認定……要支援Ⅰ、Ⅱ…介護予防サービスの利用可能 ↓ 要介護Ⅰ～Ⅴ…在宅・施設サービスの利用可能 おばあさんは「要介護Ⅰ」に認定 ↓</p> <p>④ ケア・プランの作成・決定(ケア・マネージャー) ↓</p> <p>⑤ 利用するサービスの決定…在宅サービス(おばあさんの希望) ↓ 施設サービス</p> <p>⑥ サービス提供事業者と契約し、サービスを受ける</p> <p>2) 介護保険で利用できる主なサービスの内容について知る</p> <p>3) 梅子おばあさんが利用できるサービスは何かグループで話し合う 話し合った内容をノートにまとめる。</p> <p>4) グループで話し合った内容を発表しあう</p>	<p>5</p> <p>15</p>	<p>説明 参考資料-2</p> <p>説明 参考資料-3 参考資料-4 討議</p> <p>発表</p>
<p>4. ケア・プランの内容</p>	<p>ケア・プランの内容を知る</p> <p>高齢者の残存機能を生かし、自立した生活が可能な支援の内容を知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修…家の中での移動の安全のため手すり設置、段差をスロープにする。 ・福祉用具のレンタル…歩行時の杖 ・デイサービスの利用…日中一人を解消し、他者とのコミュニケーションも確保、入浴サービスの利用 ・経済的負担…住宅改修(20万円以内、うち1割自己負担)、デイサービスの食費自己負担。 	<p>15</p>	<p>説明 板書によりまとめる</p>
<p>5. ケアプランの実施とおばあさんの不満</p>	<p>1) 最初はサービスに満足し、安心して生活できることを喜んだ</p> <p>デイサービスによる他人と一緒に入浴を嫌う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本当は、自宅のお風呂に入りたい ・炊事や後片付けがおっくうになってきた <p>2) 「自分らしく生きたい」おばあさんの希望はどうしたらかなえられるか</p>	<p>5</p>	<p>説明</p>
<p>6. おばあさんにとって「自分らしく生きる」には</p>	<p>おばあさんの不満解消の方法を考える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターに相談…自宅での入浴のため、風呂場の改修・手すりなどを設置 ・訪問介護サービスとして、ホームヘルパーを利用する(入浴介助、一人で過ごしている間の見守り、生活援助) ・生活援助の経済的負担(同居家族がいるので、100%自己負担) ・H1食、地域の配食サービスを利用する 	<p>5</p>	<p>説明</p>
<p>7. 地域における高齢者福祉サービス</p>	<p>配食サービス(地域における福祉サービス)があることを知る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配食サービス(介護保険対象外) 原則65歳以上の一人暮らしで日常の調理が困難な者が対象 利用料は、500～600円で、自治体による補助あり ・その他移送・生きがい対策など、市町村の実情に応じたサービス <p>【配食サービスの利用】について考える</p> <p>利点：①バランスよく食べられる ②安否の確認になる ③地域住民との交流にもなる</p> <p>欠点：①食費の負担(補助あり) ②息子の食事をどうするか?</p>	<p>10</p>	<p>参考資料-5 板書によりまとめる</p>

展開

<p>まとめ</p>	<p>8. 本時のまとめ</p>	<p>介護保険サービス・配食サービスを利用することによって、おばあさんの生活はどのように変化したか？ <改善されたこと> ・精神的に楽になった(家族への負担軽減で気兼ねが減った、他者との信頼関係ができた、日中の安心など) ・住宅改修により安全が確保された ・地域の人とのコミュニケーションの機会が増えた ・他者に支えられながらも、可能な限り自立した生活が確保された <今後の課題> ・経済的負担の増加 ・さらに老化が進んだ場合の不安……施設入所？ 老々介護高齢期について、暗いイメージを持って授業を終わるのではなく、家族や地域・社会に支えられ、尊厳をもった実りある人生の完成期であることを伝える。</p>	<p>15</p>	<p>板書 参考資料-6</p>
<p>評価</p>		<p>介護保険制度の概要や適切な利用の仕組みが理解できたか。 高齢者の生活要求を尊重した介護保険制度の利用や地域サービスが必要なことを理解したか。 高齢者介護のあり方を、ノーマライゼーションに結びつけて理解できたか。 高齢者を尊重する態度を身につけたか。</p>		

いて解説する。これらの知識をもとに、生徒達は梅子おばあさんが利用できるサービスは何かをグループで話し合う。話し合った内容を発表し合うことをとおして、生徒達は(今回は在宅)サービスの内容、おばあさんの気持ち、息子の思い、などについて様々な意見を出し合う。以上で1時間目は終了する。

2時間目は、実際のケア・プランの内容を説明することからはじめる。生徒は自分たちが1時間目にグループで話し合った内容と実際にケア・マネージャーによって作成されたプランの内容を比較して、高齢者の残存機能を生かしてできる限り自立した生活が可能になるケア・プランが必要であることを理解する。さらにサービスの利用にあたっては経済的負担があることも知る。ケア・プランの具体的内容としては、歩行時の安全を確保するため、住宅改修をおこなう。住宅改修は、介護保険制度の中では要支援状態にある人を対象に、住宅改修費として限度額20万円(利用者1割負担)の給付が認められており、①手すりの取り付け、②段差の解消、③すべり防止等の材料の変更、④扉の取り替え、⑤和式から洋式への便器の取り替え等などが可能であることを説明する。

梅子おばあさんの事例では、玄関付近の段差を解消する「あがり台」および「手すり」、階段には「手すり」および「滑り止め加工」、トイレに「手すり」を取り付け、また、福祉用具として歩行用の杖をレンタルし、入浴にはデイサービスを利用する。それによって日中一人であることの孤独も多少は解消でき、費用としては住宅改修費の合計11万円のうち1割を自己負担し、デイサービスで利用する食費も負担することなどを知る。

4) ケア・プランの実施とおばあさんの不満

サービスを利用するようになって生活上の不便が改善され安心して暮らせるようになる一方、梅子おばあさんには入浴サービスや家事に関する不満が新たに生じてきたことを知らせる。デイサービスの利用により他者との交流が確保できた反面、施設での入浴サービスの利用ではなく、できれば自宅で一人でゆっくり入浴したいと考えるようになっており、これはおばあさんの「自分らしく生きたい」という願望の現れでもあることに気づく。また炊事や後片付けも加齢とともにしだいに負担に思うようになってきている状況も加える。そこでつぎに、こうしたおばあさんの不満を解消し、さらなる希望をかなえるためにはどのような支援が可能かを考える必要があり、教師の側から次のような解決策の例を提示する。

すなわち解決策として、まず地域包括支援センターに相談して風呂場の住宅改修をおこない、自宅での入浴の安全性を確保する。しかし、一人での入浴は不安を作らし、炊事や後片づけも面倒になってきた状況なので、訪問介護(ホームヘルパー)を利用することもできることを知らせる。これによって入浴介助のほかに生活援助もしてもらい、また日中一人で過ごすことについての不安も解消する。しかし高齢者が生活する自治体によっては同居家族がいる場合には生活援助費用が100%自己負担になるので、介護保険サービス以外に地域の配食サービス利用や同居家族の協力体制などについてもさらに検討しなければならないことを生徒に示し、生徒の考え方に広がりを持たせていく。(田中)

担う子どもたちに生活を総合的に捉えることのできる福祉教育を提供することが要となってくる。

本稿では、高齢者の生活を支える介護保険制度を中心に「高齢者の生活と福祉」に関する共通の内容を高等学校普通教科の「家庭」と「公民」に着目し、そこで獲得される知識・態度の違いを明らかにしつつ、生活を総合的に捉える視点にたったそれぞれの学習指導案を作成する過程をとおして、これからの福祉教育のあり方を検討することに取り組んだ。

3章で述べたように、公民科の科目「現代社会」においても高齢者福祉を扱うには、高齢者の生活を全般的に捉える必要がある。しかし、その科目における最終的な目標は、高齢者福祉を社会においてどのように保障し、その保障のための制度や権利を理解するということである。高齢者にとって、その QOL を維持・向上するために、どのような権利や制度があり、それらがどのように保障されているかということを知ることが、重要なことである。そして、それは、高齢者本人だけではなく、高齢者を支える周りの人の認識も必要である。

一方、家庭科における「高齢者の生活と福祉」の学習は、高齢者の QOL を維持・向上するための権利やそのための社会保障制度を踏まえた上で、その高齢者の生活状況を総合的に捉え、それが高齢者の日常生活要求に対応しているか、ともに生活し社会を形成する一員として、その高齢者がどう生活したいのかの意志を尊重するために、社会保障の現状からどのように QOL の維持・向上を図ることができるかを学習することをおして、主体的に生活を創造できるようになる。

これらのことから、今回取り上げた介護保険制度に関する学習という共通の題材であっても、それぞれの教科の性格の違いから、異なる系統（順序・配列）となることが明らかとなった。これは、どちらの系統が優れているということではなく、異なる系統による学習を通じて、生活を総合的に捉えた福祉教育の実現を図るものと捉えられ、両面からの学習が欠かせないものであると指摘できる。特に家庭科については、衣生活、食生活、住生活、消費者生活に関する知見を意図的・直接的に介護保険制度と結びつけて学習すること

が可能であり、教育の範囲や系統だけでなく、生活を総合的に捉える教育方法の特色が見出される。これから迎える超高齢社会を否定的に捉えるのではなく、いかにわれわれ国民が社会生活における問題を解決し、QOL の維持・向上を図るかについて主体的に取り組む力を養う家庭科での「高齢者の生活と福祉」の内容は、実社会に貢献できる可能性をもつ学習であるといえるだろう。（楠木）

引用文献

- 1) 中央教育審議会：二十一世紀を展望した我が国の教育の在り方について，第二次答申，第 5 章，(1997)。
- 2) 渡瀬典子：高等学校教科書に現れる高齢者関連学習の目的と高齢者観（第 1 報）—「家庭一般」，「現代社会」における高齢者と家族・社会の関わり方の変遷—，日本家庭科教育学会誌，43/2，pp 109-116 (2000)。
- 3) 渡瀬典子：高齢者関連学習実践と地域社会の高齢化—家庭科，公民科教師対象の調査から—，生活科学研究，第 7 号，p 109 (2000)。
- 4) 文部科学省：高等学校学習指導要領解説 家庭編，開隆堂，p 19 (2000)。
- 5) 同上，p 111。
- 6) 同上，p 32，56，82。
- 7) 同上，p 33，57，83。
- 8) 同上，p 32，56，82。
- 9) 文部科学省：高等学校学習指導要領解説 公民編（一部補訂 4 版），実教出版，p 11 (2006)。
- 10) 同上，p 12。
- 11) 同上，p 14。
- 12) 同上，p 19。
- 13) 同上，p 20。
- 14) 同上，pp 20-22。
- 15) 同上，p 26。
- 16) 同上，p 28。
- 17) 同上，pp 28-29。
- 18) 同上，p 33。
- 19) 齋藤功子：地域で支える配食サービス，池坊短期大学紀要，35，pp 41-46 (2005)。
- 20) 小伊藤亜希子他：在宅高齢者の食生活を支える草の根型配食サービスの利点と課題，日本家政学会誌，58，pp 781-793 (2007)。

参考資料-1 「梅子おばあさん」の事例から具体的に考えてみよう

◎ 介護保険制度の利用により、要介護高齢者の生活がどのように支えられるか

花川 梅子おばあさんの例

A：身体的状況

83歳、リュウマチの症状が2年前から悪化。心臓弁膜症もあり数回入院を繰り返す。

最近自宅の玄関の段差につまずき転倒し、腕を骨折したが完治。

トイレ、外出などでは動作が不安定な状況。

B：日常生活の状況

更衣はなんとか自立、移動は介助が必要ないが、室内はつえ歩行、屋外は家の近くだけ歩く。

玄関や室内の段差・2階への階段は介助が必要、入浴には不安がある。

息子（富士男57歳）と二人暮らしで、日中は息子が仕事で不在。

炊事は主に本人がするが、最近火を使うことに不安を感じている。掃除と買い物は息子がする。

C：おばあさんの希望

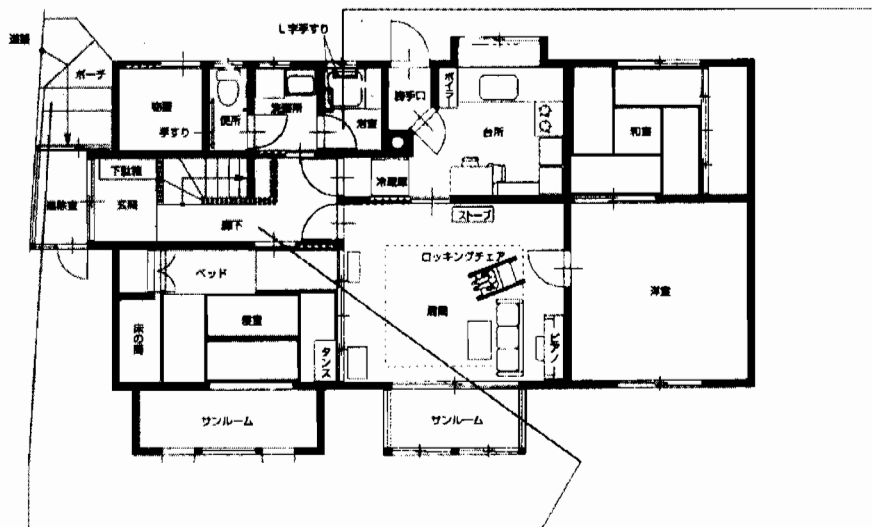
できるだけ自宅で、安全に安心して自分らしく生活したい（施設入所は考えていない）

炊事・後かたづけの負担を解消したい。

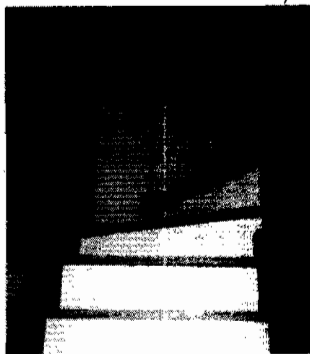
D：息子の希望

普段の日は仕事にでているため自分で介護ができず、母親が自宅で安心して暮らせるようによい方法がないか考えている。

E：住宅の状況



玄関：段差がある



階段：勾配が急

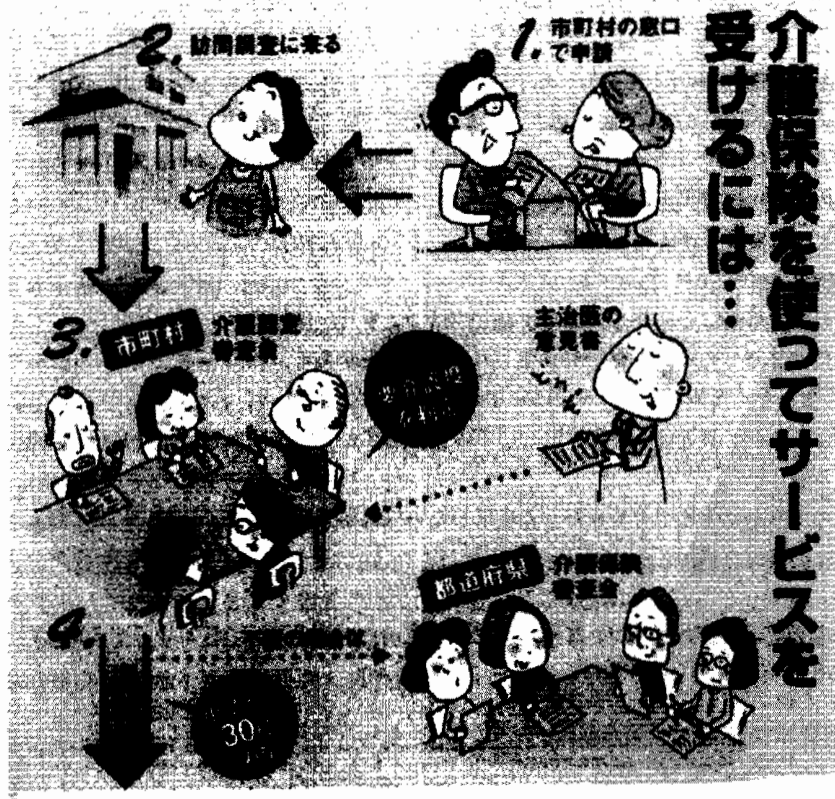


お風呂場：入るのに足を上げなくてはならない

出典) 高齢者・障害者のための住宅改造マニュアル Part2 ((社)北海道建築士会発行) より

(一部、本資料作成にあたって写真などを加えて修正した箇所がある)

参考資料-2



朝日新聞、2007.10.25 付

参考資料-3 介護保険で受けられる主な在宅サービス

サービスの種類	サービス内容の定義
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが居宅で行う入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話
訪問入浴介護	居宅を訪問し浴槽を提供して(浴槽搭載の入浴車等を使って)行われる入浴の介護
訪問看護	主治医の判断に基づき、(訪問看護ステーションや医療機関の)看護師等が居宅で行う、療養上の世話と診療の補助
訪問リハビリテーション	主治医の判断に基づき、(理学療法士・作業療法士が)居宅で行う、心身機能の維持回復・日常生活の自立援助のための、理学療法・作業療法等のリハビリテーション
通所介護 (デイサービス)	特別養護老人ホーム等や老人デイサービスセンターに通い(送迎を受け)、施設で受ける入浴・食事の提供、その他の日常生活上の世話(厚生労働省令で定めるもの)と機能訓練
通所リハビリテーション	主治医の判断に基づき、介護老人保健施設・医療機関等に通い(送迎を受け)、施設等で受ける心身機能の維持回復・日常生活の自立援助のための理学療法・作業療法等のリハビリテーション
短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホーム・老人短期入所施設等に短期間入所し受ける、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話と機能訓練
福祉用具貸与と販売	車いす、特殊寝台、褥瘡予防用具、歩行器、移動用リフトなどの貸与。厚生労働大臣が定めるものの福祉用具のうち、貸与になじまない入浴のための用具や、排泄のための用具の購入費の支給。上限10万円(年間)
住宅改修費	手すりの取り付けや、段差解消、床材の変更など、厚生労働大臣が定める住宅改修費用の支給。上限20万円(同一住宅)

出典)望月幸代：よくわかる介護保険徹底活用法、pp 34-35、高橋書店(2006)より作成。

参考資料4 サービス実施記録にみる訪問介護の内容(例)

参考資料5 食事通じて地域がサポート

身体介護	<input type="checkbox"/> 排泄介助	分	<input type="checkbox"/> 移乗・移動介助	分
	<input type="checkbox"/> 食事介助	分	<input type="checkbox"/> 外出介助	分
	<input type="checkbox"/> 専門的調理	分	<input type="checkbox"/> 通院介助	分
	<input type="checkbox"/> 入浴(部分浴)	分	(行 歩 時 分) (帰 時 分)	分
	<input type="checkbox"/> 整容	分	(通 車 時 分) (降 車 時 分)	分
	<input type="checkbox"/> 更衣介助	分	(市内介助) (市内介助)	分
	<input type="checkbox"/> 体位変換	分	(※その他別項参照)	分
	<input type="checkbox"/> 清拭	分	<input type="checkbox"/> 服薬確認	分
生活援助	<input type="checkbox"/> 掃除・ゴミだし	分	<input type="checkbox"/> 一般的な調理・配下膳	分
	<input type="checkbox"/> 洗濯	分	<input type="checkbox"/> 公共料金の支払い	分
	<input type="checkbox"/> ベッドメイク・布団干し	分	<input type="checkbox"/> 買い物	分
	<input type="checkbox"/> 被服の修復	分	<input type="checkbox"/> 薬の受け取り	分

あなたの安心

食事作りが難しくなったり、栄養面が心配になったりした場合は、バランスを考えて作られた食事を届けてもらう「配食サービス」がある。

東京都世田谷区の「老人給食協力会ふきのとう」は、主婦や定年退職後の男性ら、ボランティアが調理や配達をする。ある日のメニューは根菜やがんもどきの煮物、ブロッコリーとキノコのオープン焼き、酢の物、ゆかりご飯、弁当箱に彩りよく詰められていた。

弁当が提供されるのは、月曜～金曜の週5日。区内の約180人が会員登録をしているが、実際の注文は昼食と夕食合わせて1日130食ほどという。1食あたりの利用料は700円で、運営はこの利用料や会費、寄付、区の助成で賄う。

利用者に渡す毎月の献立表にはカロリー、たんぱく質、塩分量

参考資料6 「訪問介護 命託す人は」



70歳の母は、94歳の母を介護し、ヘルパーとして生活している。山本浩一撮影

94歳母と70歳息子、自腹も

東京都の某区では、訪問介護の需要が急増している。介護職員の不足も深刻なヘルパー不足も懸念されている。この中で、94歳の母と70歳の息子が、自腹もたてながら、介護を続けている。息子さんは、母の生活リズムを整え、食事の準備や掃除、洗濯など、日々の生活を支えている。息子さんは、母の健康を第一とし、母の生活リズムを整え、食事の準備や掃除、洗濯など、日々の生活を支えている。

朝日新聞、2007年9月13日付

お年寄り 楽々食事術⑤

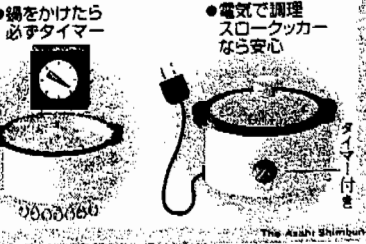
を表示。1日に1食でもバランスのよい食事を食べればお年寄りも、15品目以上の材料を使うよう努める。手作りのグラタン、ひな祭りのもちつきなどは、少人数の世帯では作りにくい家庭料理も採り入れる。

会ができたのは24年前だった。子どもを産むまでお年寄りの暮らしが知らなかった母親たちが、開業していた食事を発注させた。代表の平野真治さん(48)は「お年寄りの安否確認の役割も果たしています」と、食事を配ることにこだわらない

配食サービスを使うと?

- ① バランスよく食べられる
- ② 安否の確認になる
- ③ 住民同士の交流も

城戸崎さんのお知恵拝借 「火の消し忘れご用心」



地域交流の利点を語る。配食サービスは、介護保険の対象になっておらず、市区町村の中には、介護予防を目的とした「地域支援事業」として行っているところがある。社会福祉

協議会や民間の給食業者に事業を委託する形もあれば、社会福祉法人、NPO法人、ボランティアグループなどによる独自運営もある。

自治体による補助の有無もまちまち。全国老人給食協力会の事務局を務める「ふきのとう」によると、利用料はおおむね1食200円から700、800円という。

市区町村の高齢者窓口や地域包括支援センターに聞くと、自分の暮らす地域にどんな配食サービスがあるかわかる。

朝日新聞、2007年11月30日付

A study of senior citizen's life and well-being in home economics education
— Comparison of long-term care insurance learning between Basic Home Economics
and Contemporary Society —

Shinobu IIMURA (Fuji Women's University)

Atsushi TAKASE (Fuji Women's University)

Hiromi TANAKA (Fuji Women's University)

Yukako OKAZAKI (Fuji Women's University)

Katsuko TAKAHASHI (Fuji Women's University)

Yukako TSUBOTA (Fuji Women's University)

Kanae MIZUKAMI (Graduate Student, Hokkaido University)

Itsumi KUSUNOKI (Fuji Women's University)

Key words: home economics education, senior citizen, well-being, QOL, long-term care insurance system